女子差別撤廃委員会最終見解フォローアップ項目について

平成23年7月29日 内閣府男女共同参画局

2009 年8月に女子差別撤廃員会から公表された我が国に対する最終見解では、選択的夫婦別氏制度の導入等の民法改正及び女性の参画拡大のための暫定的特別措置の2項目について、2年以内にフォローアップを行うこととされている。

民法改正について

【委員会からの指摘事項】

委員会は、男女共に婚姻適齢を18歳に設定すること、女性のみに課せられている6カ月の再婚禁止期間を廃止すること、及び選択的夫婦別氏制度を採用することを内容とする民法改正のために早急な対策を講じるよう締約国に要請する。さらに、嫡出でない子とその母親に対する民法及び戸籍法の差別的規定を撤廃するよう締約国に要請する。委員会は、本条約の批准による締約国の義務は、世論調査の結果のみに依存するのではなく、本条約は締約国の国内法体制の一部であることから、本条約の規定に沿うように国内法を整備するという義務に基づくべきであることを指摘する。



【日本政府報告概要 (案)】

- 嫡出でない子の相続分に関する民法の規定についての最高裁決定。
- ・ 民法及び戸籍法の一部を改正する法律案(仮称)を第174回国会内閣提出 予定法律案として登録(2010年1月)。
- 男女共同参画会議 2010 年7月答申及び第3次男女共同参画基本計画において家族法制の整備について記載。同計画の広報活動を実施。

女性の参画拡大のための暫定的特別措置について

【委員会からの指摘事項】

委員会は、本条約第4条1及び委員会の一般勧告第25号に従って、学界の女性を含め、女性の雇用及び政治的・公的活動への女性の参画に関する分野に重点を置き、かつあらゆるレベルでの意思決定過程への女性の参画を拡大するための数値目標とスケジュールを設定した暫定的特別措置を導入するよう締約国に要請する。



【日本政府報告概要 (案)】

1. 第3次男女共同参画基本計画の策定と暫定的特別措置の取組強化について

- ・ 意思決定過程への女性の参画を拡大するための数値目標とスケジュール を設定したゴール・アンド・タイムテーブル方式のポジティブ・アクションを導入。
- 最終見解において指摘された分野については、男女共同参画基本計画(第 2次)よりも数値目標項目数を増やし(5項目→19項目)、重点的に取 り組む。

2. 政治分野への女性の参画の拡大

- ・ 内閣府特命担当大臣(男女共同参画担当)から各政党や地方会議長会に対 する要請文の発出。内閣府副大臣から政党幹事長への要請。
- ・ 女子差別撤廃条約30周年記念行事として、全国の女性首長が一堂に会す る集会を開催。
- ・ 全国知事会議において、地域における男女共同参画の推進を知事に強く要 請。

3. 行政分野への女性の参画の拡大

(1) 国家公務員への女性の参画拡大に関する取組

・ 役職段階ごとの数値目標を設定。各府省においても採用・登用に関する 数値目標を設定。女性国家公務員の採用・登用の拡大の推進。

(2) 地方公務員への女性の参画拡大に関する取組

- ・ 各地方公共団体に対し、女性職員の採用、登用等の拡大に向けた取組の 更なる推進を要請する通知を発出。
- ・ 各都道府県知事・政令指定都市市長に対し、ポジティブ・アクションの 導入等を文書により要請。

4. 雇用分野における女性の参画の拡大

- ・ ポジティブ・アクションに取り組む企業に対する相談や情報提供、中小 企業に対するコンサルタントの派遣等による支援。
- ・ 公共調達において、男女共同参画等に積極的に取り組む企業に加点する 仕組みを初めて導入。

5. 学術分野における女性の参画の拡大

- ・ 女性教員の採用割合に関する数値目標設定を含めた、各大学における取 組の促進。
- ・ 女子学生・生徒の理工系分野への進路促進。
- ・ 女性研究者が働きやすい環境整備。

6. あらゆるレベルでの女性の参画の拡大

- ・ 地域や農山漁村等のあらゆるレベルで期限と数値を設定した様々な成果 目標を設定。
- ・ 各団体(経済団体、労働組合、協同組合、教育・研究機関、専門的職業 および職能団体、業種別全国団体、PTA、スポーツ団体、市民活動団体等) に対して、より実効性のあるポジティブ・アクションの導入や女性が1 人も登用されていない組織の解消等に向けた働きかけの実施。

7. 推進体制等の強化

- ・ 男女共同参画会議基本問題・影響調査専門調査会(ポジティブ・アクションWG)の議論・報告。
- ・ 男女共同参画推進連携会議(ポジティブ・アクション小委員会)の取組。

8. 広報啓発活動の強化

・ ポジティブ・アクションの推進をテーマとした広報啓発の強化。